神奈川県後期高齢者医療広域連合職員の定年等に関する条例

令和5年 神奈川県後期高齢者医療広域連合条例第5号

目次

- 第1章 総則(第1条)
- 第2章 定年制度(第2条-第5条)
- 第3章 管理監督職勤務上限年齢制(第6条-第11条)
- 第4章 定年前再任用短時間勤務制(第12条)
- 第5章 雑則(第13条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 定年制度

(定年による退職)

第2条 職員は、定年に達したときは、定年に達した日以後の3月31日(以下「定年退職日」という。)に退職する。

(定年)

第3条 職員の定年は、年齢65年とする。

(定年による退職の特例)

第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次に掲げる事由があると認めるときは、同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。ただし、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(第9条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。)(第9条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。)を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職(第6条に規定する職をいう。以下この条及び第3章において同じ。)を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合に限るものとし、当該期間は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

- (1) 当該職員が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の退職による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること
- 2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日(同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日)の翌日から起算して3年を超えることができない。
- 3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。
- 4 任命権者は、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び 第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限又は第2 項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由がな くなったと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて当該期限を 繰り上げるものとする。
- 5 前各項の規定を実施するために必要な手続は、規則で定める。 (定年に関する施策の調査)
- 第5条 広域連合長は、職員の定年に関する事務の適正な運営を確保するため、職員の定年に関する制度の実施に関する施策を調査研究し、その権限に 属する事務について適切な方策を講ずるものとする。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

- 第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、事務局規則で定める事務局長、事務局次長、課長及び担当課長並びに会計管理者とする。 (管理監督職勤務上限年齢)
- 第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢6 0年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

- 第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下この章において「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。
  - (1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下この条及び第10条において「降任等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力(次条第3項において「標準職務遂行能力」という。)及び当該降任等をしようとする職について適性を有すると認められる職に、降任等をすること。
  - (2)人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理 監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限 り上位の職制上の段階に属する職に、降任等をすること。
  - (3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員(以下この号において「上位職職員」という。)の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に降任等をすること。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

- 第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。)の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。)で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。
  - (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当 該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができ ず公務の運営に著しい支障が生ずること
  - (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運

営に著しい支障が生ずること

- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること
- 2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。)で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。
- 3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を 除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群(職務の内容が相互に類 似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することがで きない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める 管理監督職をいう。以下この項において同じ。)に属する管理監督職を占め る職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上 の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての 適性を有すると認められる職員(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限 年齢に達した職員を除く。)の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情 があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠 員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認める ときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算 して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督 職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職 員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、 若しくは転任することができる。
- 4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき(第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。)、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間(前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の

翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

(異動期間の延長等に係る職員の同意)

第10条 任命権者は、前条第1項から第4項までの規定により異動期間を延 長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合 には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第12条 任命権者は、年齢60年に到達した日以後に退職(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。)をした者(以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職(当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。)に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。)を経過した者であるときは、この限りでない。

第5章 雑則

(雑則)

第13条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第11条 の規定は、公布の日から施行する。

(定年に関する経過措置)

第2条 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条 第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、

同項中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	6 1 年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	6 2 年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	6 3 年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	6 4 年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

第3条 任命権者は、当分の間、職員(臨時的に任用される職員その他の法律 により任期を定めて任用される職員、非常勤職員並びに第3条第2項、条例 制定前の第3条第1項第1号及び同条第2項に掲げる職員を除く。以下この 条において同じ。)が年齢60年(第7条各号に掲げる職を占める職員にあ っては当該各号に定める年齢。以下この項において同じ。) に達する日の属 する年度の前年度(以下この条において「情報の提供及び勤務の意思の確認 を行うべき年度」という。) (情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき 年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべ き年度の末日後に採用された職員(異動等により情報の提供及び勤務の意思 の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員(以下この条にお いて「末日経過職員」という。)を除く。)にあっては、当該職員が採用さ れた日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては、 当該職員の異動等の日が属する年度(当該日が年度の初日である場合は、当 該年度の前年度))において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達 する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情 報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確 認するよう努めるものとする。

(勤務延長に関する経過措置)

- 第4条 任命権者は、施行日(この条例の施行の日をいう。以下同じ。)前にこの条例制定前に勤務しており、かつ、条例制定前に定められた勤務延長期限が施行日以後に到来する職員(以下この項において「旧勤務延長職員」という。)について、旧勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、条例第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員の定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。
- 2 任命権者は、基準日(施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。)から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における定年(条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。)が基準日の前日における定年

(基準日が施行日である場合には、年齢60年)を超える職(基準日における定年が条例第3条第1項に規定する定年である職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)(以下「令和3年改正法」という。)附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る定年(基準日が施行日である場合には、年齢60年)に達している職員(当該規則で定める職にあっては、規則で定める職員)を、昇任し、降任し、または転任することができない。

3 条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について いて 準用する。

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

- 第5条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日(以下この条から附則第6条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。)までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る年齢60年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
  - (1) 施行日前に定年により退職した者
  - (2)条例制定前に勤務延長して勤務した後退職した者
  - (3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前2号に掲げる者を除 く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日まで の間にある者
  - (4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前3号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用(令和3年改正法による改正前の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。)又は暫定再任用(この項若しくは次項、次条第1項若しくは第2項、附則第7条第1項若しくは第2項又は附則第8条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。)をされたことがある者
- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定 年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする 常時勤務を要する職に係る条例定年に達している者を、従前の勤務実績その

他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を 定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日以後に条例第2条の規定により退職した者
- (2) 施行日以後に条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職 した者
- (3) 施行日以後に条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年 改正法による改正後の地方公務員法(以下「新地方公務員法」という。) 第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
- (4) 施行日以後に条例第13条第1項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
- (5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者(前各号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
- (6) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者(前各号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者
- 3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない 範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定 により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達 年度の末日以前でなければならない。
- 4 暫定再任用職員(第1項若しくは第2項、次条第1項若しくは第2項、附則第7条第1項若しくは第2項又は附則第8条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。)の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。
- 5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該 暫定再任用職員の同意を得なければならない。
- 第6条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第5条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職(条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。)に係る年齢60年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の 4第4項の規定にかかわらず、附則第5条第2項各号に掲げる者のうち、特 定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとす る短時間勤務の職に係る条例定年相当年齢(短時間勤務の職を占める職員 が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占め ているものとした場合における条例定年をいう。次条第2項及び附則第10 条において同じ。)に達している者(条例第12条の規定により当該短時間 勤務の職に採用することができる者を除く。)を、従前の勤務実績その他の 規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定 め、当該短時間勤務の職に採用することができる。
- 3 前2項の場合においては、附則第5条第3項から第5項までの規定を準用する。

(令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢)

- 第7条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。
  - (1) 施行日以後に新たに設置された職
  - (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職
- 2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、年齢60年とする。
  - (令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方 公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢)
- 第8条 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合に おける令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新 地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とす る。
  - (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
  - (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職
- 2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する法第2 2条の4第4項の条例で定める年齢は、年齢60年とする。
  - (令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者 及び職員)
- 第9条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(附則第3条から第6条までの規定が適用される間における各年の4月1日(施行日を除く。)をいう。以下この条において同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における条

例定年が基準日の前日における条例定年を超える職とする。

- (1) 基準日以後に新たに設置された職(短時間勤務の職を含む。)
- (2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職(短時間勤務の職を含む。)
- 2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る条例定年に達している者とする。
- 3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る条例定年に達している者とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第10条 任命権者は、基準日(令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和 11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同 じ。)から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における条例定年相 当年齢が基準日の前日における条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職 (基準日における条例定年相当年齢が条例第3条に規定する定年である短時 間勤務の職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤 務の職その他の規則で定める短時間勤務の職(以下この条において「条例原 則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。)に、基準日の前日までに条 例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者(基準日前から条例 第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職した者を 含む。)のうち基準日の前日において同日における当該条例原則定年相当年 齢引上げ短時間勤務職に係る条例定年相当年齢に達している者(当該規則で 定める短時間勤務の職にあっては、規則で定める者)を条例第12条又は第 13条第1項の規定により採用された職員(以下この条において「定年前再 任用短時間勤務職員」という。)のうち基準日の前日において同日における 当該条例原則定年相当引上げ短時間勤務職に係る条例定年相当年齢に達して いる定年前再任用短時間勤務職員(当該規則で定める短時間勤務の職にあっ ては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員)を、昇任し、降任し、又 は転任することができない。

(令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢)

第11条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は年齢60年とする。

(神奈川県後期高齢者医療広域連合一般職職員の勤務時間、休暇等に関する 条例の一部改正)

第12条 神奈川県後期高齢者医療広域連合一般職職員の勤務時間、休暇等に

関する条例(平成29年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は同 法第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22 条の5第2項」に、「職員」を「職員(派遣元の市町村において、地方公務 員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用され、広 域連合に派遣された職員を含む。)」に、「第28条の5第1項」を「第2 2条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤 務職員」に改める。

第3条及び第4条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第14条及び第21条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時 間勤務職員」に改める。

附則を次のように加える。

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 暫定再任用職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。)で地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、この条例による改正後の神奈川県後期高齢者医療広域連合一般職職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成29年神奈川県後期高齢者医療広域連合条例第3号。以下この条において「新条例」という。)第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例の規定を適用する。

(神奈川県後期高齢者医療広域連合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正)

第13条 神奈川県後期高齢者医療広域連合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例(平成19年条例第6号)の一部を次のように改正する。

第3条中「法第29条第1項に規定する減給は、」の次に「1日以上」を加え、「の範囲内で、給料の月額及びこれに対する地域手当」を「の期間、その発令の日に受ける給料及びこれに対する地域手当」に改め、「10分の1以下を減ずるものとする。」の次に「この場合において、その減ずる額が現に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額の10分の1に相当する

額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。」を加える。

(神奈川県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する 条例の一部改正)

- 第14条 神奈川県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に 関する条例(平成19年条例第18号)の一部を次のように改正する。 第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。 (神奈川県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改
  - 正)
- 第15条 神奈川県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例 (平成29年条例第3号)の一部を次のように改正する。 第2条第2号の次に次のように加える。
  - (3)神奈川県後期高齢者医療広域連合職員の定年等に関する条例第9条第 1項から第4項までの規定により異動期間(これらの規定により延長さ れた期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

第10条中「育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用され た職員とする。」を「次に掲げる職員とする。」に改め、同条に次の各号を 加える。

- (1) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員
- (2)神奈川県後期高齢者医療広域連合職員の定年等に関する条例第4条の 規定により引き続いて勤務している職員
- (3)神奈川県後期高齢者医療広域連合職員の定年等に関する条例第9条第 1項から第4項までの規定により異動期間(これらの規定により延長さ れた期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

第19条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改 め、同号及び第20条第1項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任 用短時間勤務職員等」に改める。